

# 対韓無償資金協力および技術協力 に関する調査報告書

平成25年4月

(2013年)

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

※本報告書は、JICA が 2012 年 7 月から 2013 年 4 月まで調査及び執筆を小牧輝夫氏（北東アジア研究交流ネットワーク幹事）に依頼し、取りまとめたものである。

## 目 次

### 第1章 はじめに

- 第1節 本調査の対象と目的
- 第2節 調査の方法

### 第2章 対韓経済協力を行った当時の政治経済的背景

- 第1節 日韓国交正常化交渉の妥結
- 第2節 韓国の経済状況と朴政権の経済発展戦略
- 第3節 日本政府の対韓援助政策

### 第3章 請求権資金の性格と運用管理

- 第1節 請求権資金の性格
- 第2節 請求権資金の運用管理

### 第4章 日本の対韓無償資金協力および技術協力の実績

- 第1節 韓国に対する無償資金協力の概要
- 第2節 請求権資金（準賠償）による無償資金協力
- 第3節 請求権資金以外の無償資金協力
- 第4節 技術協力

### 第5章 日本の対韓無償資金協力および技術協力の影響と評価

- 第1節 日本の経済協力に対する韓国社会の一般的評価
- 第2節 請求権資金および無償資金協力に対する韓国政府の評価
- 第3節 請求権資金および無償資金協力に対する韓国民間の評価

### 第6章 ケーススタディ

#### 〈その1〉：浦項（ポハン）総合製鉄所建設への日本の協力と評価

- 第1節 浦項総合製鉄所を取り上げる理由
- 第2節 日本の協力と役割
- 第3節 浦項総合製鉄所のその後の発展と成功の要因
- 第4節 浦項総合製鉄所の韓国経済への寄与

#### 〈その2〉：金烏（クモ）工業高等学校設立への日本の協力と評価

- 第1節 金烏工業高等学校を取り上げる理由
- 第2節 日本の協力と役割
- 第3節 金烏工業高等学校の発展と教訓

### 第7章 終わりに：総括とインプリケーション

### 付録：参考文献

## 第1章 はじめに

### 第1節 本調査の対象と目的

本調査は、大韓民国（以下、韓国）に対して1960年代中盤以降に日本政府が実施した無償資金協力および技術協力に関して、その背景と実施内容、およびそれらが韓国の経済社会発展に及ぼした影響とその評価についてとりまとめ、発展途上国に対する今後の日本の援助政策の参考に供することを主要な目的としている。また調査の結果は、近年新興ドナー国として存在感を増している韓国との連携においても、参考となるはずである。

韓国に対するこの時期の日本の経済協力は、周知の通り日韓国交正常化に伴う請求権資金が主軸となっており、請求権資金には無償資金と有償資金が含まれる。無償資金と有償資金は、実態としては渾然一体として提供されたものであり、韓国側でも後に触れるように、経済効果などを論じる場合は両者を請求権資金としてひとまとめに取り扱うことが多い。

したがって、韓国の経済社会に与えた影響などについて無償資金に限定して評価することは、いささか無理がないわけではない。しかし、無償資金と有償資金は日本側の実施機関が異なり、また有償資金についてはすでにしかるべき報告書が取りまとめられていることに鑑み、本調査では基本的に無償資金協力および政府ベースでの技術協力のみを調査の対象としている。

ただし、実際の記述に当たっては、日本の対韓資金協力のなかでの無償資金の相対的な規模や特徴を明らかにするため、有償資金との比較を適宜挿入した。

### 第2節 調査の方法

調査の方法としては、文献調査、関係者・専門家へのインタビュー、現地サイトの視察、および事例研究などによることとする。だが、後に述べるような様々な理由により関係者・専門家へのアプローチが容易ではなく、また現地サイト訪問も極めて困難であった。そのため、本調査ではやはり文献調査が基本となる。

本調査を実施するうえで、筆者個人の能力の限界以外にいくつかの困難があった。

第1に、最も困難なことは、支援実施時期から現在までにあまりにも多くの時間が経過してしまったことである。

1965年の日韓国交正常化直後に実施された案件は、すでに約50年すなわち半世紀近くの時がたっており、その間に大きな変化が生じた。韓国経済もその姿を大きく変貌し、かつての貧しい発展途上国から技術力を備えた新興工業国に発展し、さらにOECDのメンバーとして世界経済に一定の存在感を示すまでに成長した。今では、かつて日本が実施した資金協力や技術協力は、その痕跡を見出すことさえ容易ではないともいえる。

また、当時これらの案件に関わった人は、日本でも韓国でもすでに引退されて久しい方や、亡くなられた方も少なくない。実際、現地調査の過程で、なんどもそうした事例を確認することになった。

さらに資料面でも、困難な状況があった。韓国では全国的な電子検索のシステムが整備されており、その限りにおいては効率的な資料収集という点で助けられた面が多い。しかしながら、1960年代の韓国では政府官庁において文書を確実に保管するシステムや気風がまだ十分ではなく、また今日までに韓国では省庁の再編が何度か行われ、その度に廃棄されたり、散逸したりした資料が数多くあるとのことである。

第2に、日韓の過去の歴史関係に由来するところの請求権資金がもつ特殊性である。日本では、請求権資金は経済協力の一環との理解が一般的である。だが、韓国では請求権資金は、公式的にはともかく、一般の認識では「植民地統治の血の代価」であり、したがって請求権資金の使用に関しては、韓国側の主体性や主導権の確保がとりわけ強調された。そうした事情から、外務省でも通常のODAとは区別してこれを「準賠償」としている。調査にはそうした点から来る制約や難しさがある。

実際、外務省が1975年に（財）国際開発センターに委託して行った「韓国経済協力調査団報告書」（団長＝川野重任東京大学名誉教授）では、「本調査団としては、請求権無償協力についてはわれわれの調査、評価の対象から外すこととした。これは調査の困難性ということ以外に、その本来の戦後处理的、賠償的性格からして、われわれの評価対象とするには適当でないと判断されたからである」（同報告書5ページ）としている。

第3に、不幸なことに最近、特に2012年以来、日韓関係が緊張していることから、日本が過去に資金協力や技術協力を行ったことを韓国で議論すること自体、かなりセンシティブになっていることである。ありがたいことに、現地での調査活動でほとんどの場合、韓国側関係者は理性的で協力的であったが、現地サイトの訪問に支障が生じたケースもあった。

こうした状況の中で、本調査では調査の方法において、当然ながら大きな制約がある。そのため、資料の収集・利用に当たっては、既存の研究や調査をできるだけ活用することとした。特に、評価に関わる部分では、韓国政府（経済企画院）による『対日請求権資金白書』をはじめ、韓国内で学術的に行われた研究や調査の結果を尊重し、援用することにした。もちろん、その採否において筆者の見解が作用していることは言うまでもない。

なお、本報告書の性格に鑑みて、学術研究書のように引用の出所を一々示すことはしていない。しかし、重要と思われる箇所では、本文中に簡略にその出所を示すことにした。また、本文中では、特別な場合を除き数字を四捨五入して読みやすくしたほか、表の構成比における試算では、必ずしも合計が100%にならない場合があることを了承いただきたい。

最後に、本報告書で引用した著者などの肩書きは、すべて執筆または出版当時のものであることをお断りしておきたい。

## 第2章 対韓経済協力を行った当時の政治経済的背景

### 第1節 日韓国交正常化交渉の妥結

1945年8月、第2次世界大戦で日本がポツダム宣言を受け入れ無条件降伏した結果、当時の朝鮮が日本の統治体制から分離（朝鮮側から言えば植民地から解放）され、独立することとなった。1948年8月に大韓民国政府が樹立され、同年12月の第3回国連総会で主権国家として国際的な認定を受けた。その後、1951年9月のサンフランシスコ平和会議で日本は連合国と平和条約を締結し、同条約第2条（a）で韓国の独立を正式に承認することになったが、韓国との過去の歴史関係に関する清算は残されていた。

韓国は、サンフランシスコ平和会議に参加することを願ったが、受け入れられず、連合国＝戦勝国の立場ではなく、日本から分離・独立した立場で日本との関係を調整することが求められた。ここに日韓の国交正常化の課題が生じた。

日韓国交正常化交渉は、サンフランシスコ平和条約締結直後の1951年10月から開始された。しかし、サンフランシスコ平和条約は韓国の対日賠償権は認めておらず、同条約第4条（a）で規定された分離地域との間の財産・請求権問題として解決することが求められた。

韓国は、1951年の第1回日韓本会談で、8項目からなる「対日請求権要綱」などを提出して日本に支払いを求めたが、日本が求めた法的根拠や証拠書類をめぐる双方の見解の差は大きかった。また実際、時間が相当経過したことやその間の朝鮮戦争による資料の散逸などもあり、こうした積み上げ方式には金額的にも限界があった。日韓会談の過程では、いわゆる「久保田発言」問題や、日本の対韓請求権をめぐる日韓の深刻な対立もあったが、ここでは省略する。

反日的色彩が強かった李承晩政権が1960年のいわゆる「4・19 学生革命」で崩壊し、かわって登場した張勉政権のもとで、日韓交渉は内々に進展しつつあった。請求権に関して、これまでの積み上げ方式では金額的にも限界があり、日韓双方の間で、政治的解決が必要との認識が生れてきていた。韓国政府の意を受けて、財界主導の訪日団が出発の準備を整えていた。1961年の「軍事革命」で交渉は一時中断したが、朴正熙政権は交渉を再開した。朴政権は、革命公約であった自立経済建設の推進と北朝鮮や中国に対抗する反共陣営確立のため、国内の根強い反対論をおさえて日本との国交正常化を急いだ。日本側もこれに応じ、「大平・金メモ」（大平正芳外相と金鍾泌中央情報部長が、無償3億ドル、有償2億ドル、民間借款1億ドル以上で合意）などをテコに最終的な折衝を重ねた。その結果、1965年6月22日、双方は両国の国家関係を正常化するとした「日韓間の基本関係に関する条約」（略称、日韓基本条約）に調印し、双方の国会批准を経て1965年12月、ついに国交正常化が実現した。

また、日韓基本条約の調印と同時に、「財産および請求権に関する問題の解決

ならびに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定」が調印された。この協定の第1条によって、日本が無償3億ドル、有償2億ドルを10年間に分割して韓国に提供することなどが確定した。また別途、交換公文により、民間借款は3億ドル以上として、特に漁業協力のための9,000万ドルと船舶輸出のための3,000万ドルには日本政府が好意的に配慮することが規定された。

なお、協定第2条において、「第1条の経済協力とのパッケージとして、相互の財産・請求権問題を扱い、日韓両国は、両国及びその国民の財産・請求権に関する問題が、同条約2条に挙げる一部の例外を除いて、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する（同条1項）と共に、一方の締約国及びその国民の財産、権利、利益であって、他方の締約国の下にあるものに対して取られる処置について、今後いかなる主張もすることができない（同条3項）旨規定した」（伊藤哲雄外務省条約局法規課長、『外務省調査月報』1994.7参照）のである。

## 第2節 韓国の経済状況と朴政権の経済発展戦略

1960年代初めの韓国経済は、朴正熙政権によって62年から第1次経済開発5ヵ年計画が開始されたばかりで、一人当たり国民総生産が100ドル前後に過ぎず、基本的にまだ貧しい発展途上国であった。経済成長率は、1963～66年平均で9.3%（鉱工業は14.6%）に高まっていたが、産業構造は依然として、農林漁業が1962年で36.6%、1966年でも34.2%なのに対し、鉱工業は1962年で16.3%、1966年でも18.4%にとどまっていた。しかも、経済活動人口で見ると、農林漁業は1963年で63.1%、67年でも55.2%に達していたのである。

1950年代まで大きく依存していたアメリカの経済援助が1960年代になると漸減し、内容的にも無償援助から借款に切り替わりつつあった。輸入をまかなうために、早急に外貨を獲得することが絶対的な課題となった。しかし頼みの輸出は、1962年でわずか5,500万ドル、その後輸出拡大政策で輸出額は急増していくが、それでも1966年には2億5000万ドルに過ぎず、貿易収支は大幅な赤字が続いていた。

一人当たり国民総生産は1962年で87ドル、1966年でも126ドルに過ぎなかった。また韓国開発研究院（KDI）の徐相穆首席研究員（当時）の調査によれば、1965年の時点で、所得が最低生計費に達しない「絶対貧困」人口が全国で40.9%（都市54.9%、農村35.8%）、所得が平均所得の3分の1に達しない「相対貧困」人口が全国で12.2%（都市17.9%、農村10.0%）を占めていた。「絶対貧困」と「相対貧困」をあわせた貧困人口は全国で実に人口の過半数に達していたことになる。

軍事クーデターで登場した朴政権としては、政権の正当性をかけて経済開発を推進し、自立経済を構築しなければならなかった。しかし、国民貯蓄率は第1次5ヵ年計画期の1962～66年平均で8.0%（海外貯蓄率は8.6%）と低く、そのため投資率も16.3%にとどまっていた。

朴政権は、自立経済達成のための開発戦略として対外志向開発戦略を採用し、輸出の拡大と外資導入によって工業化を図る体制の整備を推進した。しかし、朴政権にとって、輸出産業を育成するためにも新たな投資財源の確保は至上命題であった。

日本からの資金導入は、その難問に対する一つの帰結であった。

### 第3節 日本政府の対韓援助政策

東南アジア諸国に対しては、サンフランシスコ平和条約にしたがって、ビルマを皮切りに1954年から本格的に戦後処理としての賠償が開始された。前述したように、韓国はサンフランシスコ平和条約で連合国と認定されず、日本からの分離地域として1951年から国交正常化のための日韓会談が始まったが、歴史認識の問題や財産・請求権をめぐる難航を重ねていた。

韓国に日韓国交正常化を強く推進する朴政権が誕生したこともあって、日本政府も韓国との間で戦後処理としての日韓国交正常化により前向きの姿勢で臨んだように見える。当時の日本は、戦争からの復興を終え、ようやく世界経済に進出し始めたばかりであったが、東南アジアとともに韓国にも新たな市場を開拓したいとの希望は、経済界にも強かった。

日本政府が韓国との国交正常化により前向きになった背景としては、経済界の要望以外に、不安定な朝鮮半島情勢に対する危惧をアメリカと共有していたという、当時の東アジア情勢も指摘することができよう。アメリカは、日米韓の反共体制の確立とともに、対韓支援の日本による肩代わりを望んでいた。

1965年6月に「日韓基本条約」と「財産および請求権に関する問題解決と経済協力に関する日韓協定」などが調印され、同年12月に正式に日韓の国交が正常化された。これを受けて日本は、上記協定で約束した「無償3億ドル、有償2億ドルの請求権資金と民間借款3億ドル以上」を軸に、韓国への経済協力を行った。当時、韓国は1966年で第1次経済開発5ヵ年計画を終了し、1967年から第2次経済開発5ヵ年計画を開始する時期であったため、これらの請求権資金等は第2次5ヵ年計画を外資調達面で資金的に支援することになった。

朴政権は、対外開放体制の構築を図り、アメリカ以外の西側諸国との経済協力による外資導入を進めたが、国内の旺盛な資金需要を完全に満たすことは困難であった。そのため、日韓定期閣僚会議などをテコに、日本に対し請求権資金以外にも経済協力を要請し、日本側も状況に応じて協力した。

1975年に請求権資金による協力が終了して以降も韓国は多くの資金を必要としており、日本に対して引き続き資金協力を求めた。特に、1970年代中盤から韓国は重化学工業化を本格的に推進したのでそれに関連する事業への円借款や、相対的に立ち遅れていた社会間接資本や社会福祉面での事業にも要請に応じて協力した。さらに、工業化の進展にともなって人材育成への協力要請が強まり、日本は研修員受入れなどの技術協力にも努めた。



### 第3章 請求権資金の性格と運用管理

#### 第1節 請求権資金の性格

請求権資金に関しては、「財産及び請求権に関する問題の解決ならびに経済協力に関する日韓協定」によって、日本から韓国に対する「無償資金3億ドル（1,080億円）」と「有償資金2億ドル（720億円）」の供与が規定され、別途交換公文によって同様に「民間借款3億ドル以上」の供与が規定された。しかし、この協定の名称自体が「財産及び請求権」と「経済協力」というように両論併記型になっていることが、日韓の複雑な関係を如実に示している。

実はこの問題に関して、1962年8月の予備折衝で、日本側が「韓国の独立を祝賀し、韓国における民生安定および経済発展に寄与するため無償ないし有償の経済援助をするという形式」（杉道助首席代表）を主張したのに対し、韓国側は「韓国の対日請求権の解決は韓日両国間に存在する請求額を清算するという意味以外に、・・・韓日間の不幸な過去を清算するという一つの象徴である」（裴義煥首席代表）と主張したとされる。結局、協定の名称は日韓双方の主張を併記する形となったが、日本側はこの資金を「経済援助」ないし「経済協力」とみなす姿勢が強い。しかし、韓国側はあくまで「請求権」であることを強調し、結局それぞれ都合のいいように解釈することで合意したとされる。（永野慎一郎『日本の戦後賠償』28ページ、30ページ参照）

この「無償資金3億ドル」は、現金ではなく日本の生産物および日本人の役務により、10年間にわたって分割供与された。また同金額中からは、協定当時における清算勘定の対日債務約4,586万ドル（銀行手数料を含む）が、同じ期間に無利子で分割相殺された。一方、「有償資金2億ドル」は、韓国の経済開発に必要な産業施設や機械類の導入に所用される外資の一部をまかなうため、当時の海外経済協力基金により金利3.5%、据置き期間7年を含む償還期間20年という長期低利借款として供与された。

韓国政府は、請求権資金使用の基本方向として、次の4点をあげた。すなわち、①すべての国民が利益を均等に受けられねばならず、②国民所得が増加する用途に使わなければならない、③施設資材、原資材、または機械類を問わず、韓国の主体的な意思で決定されねばならず、④子孫に引き渡して末永く記念となりうる大規模事業に投資されねばならない、とした。

この基本方向を念頭において、「請求権資金の運用および管理に関する法律」（1966年2月制定）では、第2条で請求権資金とは無償資金、有償資金およびウォン貨資金のことをいうと定義<sup>1</sup>したうえ、第4条で次のような請求権資金の使用基準が明示された。

---

<sup>1</sup> この定義は、「請求権資金の運用および管理に関する法律」に関連する事象に適用されるが、一般に「請求権資金」という場合、無償・有償5億ドルを指すことがほとんどである。本報告書でも特に断らない限り「請求権資金」はこの意味で使用している。

(1)無償資金は、農業、林業、水産業の振興、原資材および用役の導入、その他これに準ずるもので経済発展に寄与する主要事業に使用される。

(2)有償資金は、中小企業、鉱業と基幹産業、および社会間接資本部門の拡充のために使用する。

(3)（無償資金で導入される原資材やその他施設機資材の販売代金や、産業施設材導入のための有償資金（借款）の転貸に伴う元利金償還資金などで造成される）ウォン貨資金は、前記事業の支援、または請求権資金管理委員会が定めるところにより使用する。

韓国政府は、以上のような基本方向と使用基準に基き、無償資金、有償資金、およびウォン貨資金の具体的な使用方針を策定した。それを表に整理すると、第1表のようになる。

第1表 請求権資金の使用目的別対象事業

	使用目的	対象事業
無償資金	農漁民所得増大	農業用水開発、農業機械化、農業増産、農事試験研究施設導入、山林事業育成、漁船建造資材導入、漁船装置・動力改良、水産物処理加工施設の拡充、水産増殖事業など
	工業化に伴う技術開発支援	各種科学技術研究機器の導入、高校、専門学校、大学など各級学校の実験実習機器の導入
	重化学工業分野の核心事業推進	浦項総合製鉄工場建設のための資本財導入
	産業施設の円滑な運営	原資材の導入
有償資金	均衡のとれた産業開発を通じた国民生活の向上	昭陽江多目的ダム建設、浦項総合製鉄工場建設、産業機械工場の拡張、農水産振興のための工場建設、中小企業育成のための機械施設導入、海運振興のための船腹拡張、輸送および荷役施設の拡充、京釜高速道路の建設、鉄道施設の改良および拡充、通信施設の拡張、発電施設の導入、洪水予報・警報施設の導入
ウォン貨資金	内資部分の支援	農水産振興、科学技術振興、浦項総合製鉄工場建設
	事業全般の支援	総合国土開発事業

(出所) 経済企画院『請求権資金白書』12～13ページより作成。

## 第2節 請求権資金の運用管理

周知のように、韓国政府は、請求権資金の運用管理には細心の注意を払った。まず1966年2月に、請求権資金が国民経済の自主的で均衡ある発展に寄与し、

さらに効率的に運営管理または導入されるよう、「請求権資金の運用および管理に関する法律」を制定、公布した。当時、韓国内では日本との国交正常化やその焦点となった請求権資金をめぐる野党が激しく対立していたが、この法律案は、与野党が協議を重ねて修正をした末、国会において満場一致で採択されたことが特筆される。

この法律に従って、請求権資金の運用管理に関する重要事項を審議、議決するため、国務総理を委員長、経済企画院長官を副委員長とし、各界人士による14名以内の委員によって構成される「請求権資金管理委員会」が設置され、①請求権資金を使用する対象事業とその事業計画、②請求権資金による購買および導入手続きに関する重要事項、③その他請求権資金の運用管理に必要な事項、などを管掌した。

この請求権資金管理委員会の議決に関して注目すべきことは、過剰施設、立ち遅れた産業施設、国内生産で供給可能な生産物、日本地域での購入が顕著に不利な生産物、および経済発展に寄与せず悪影響を与えることが明白に認定される産業施設の導入は議決することができない、とする制限規定を設けたことである。さらに、審議事項が委員と直接的に、または間接的に利害関係がある場合、当該委員はその事項の審議、議決に参加できないように法律で規制するなど、運営の公正性を期すため、いくつかの制度的な装置を設けたことも注目される。

また、財産・請求権問題解決と経済協力に関する日韓協定の議定書によって、韓国に「請求権および経済協力使節団」が設置された。この使節団（団長＝公使級）は、東京に常駐して、請求権資金事業の年度実施計画をはじめ、請求権資金事業のさまざまな事項に関して日本政府と協議するほか、個別の購買契約の認証にも当たった。

さらに、資金の導入において不正行為や不公平な事象が生ずることを防ぐため、導入手続きが細かく規定された。大まかな流れは次のようになる。

経済企画院長官が、導入したい物資や用役を定めた無償資金使用年度実施計画案、および有償資金（借款）使用年度実施計画案を作成し、請求権資金管理委員会の議決を経て、大統領の承認を受ける。次に、部門別、事業別に（有償資金は事業体別に）表示し、国会の同意を経て、年度開始60日前に日本政府に提出され、両国政府の合議によって確定される。具体的には、韓国政府が提示した各年度実施計画案を韓国の請求権・経済協力使節団と日本の関係各省庁代表からなる日韓合同委員会で協議し、その結果を双方政府が承認することによりはじめて実施される。

年度実施計画が確定されると、経済企画院長官がこれを公告し、請求権資金による物資または用役導入希望者が公募される。導入者決定までの具体的な手続きは、①政府機関または政府投資機関による無償資金の資本財導入（官需）、②民間輸入業者による無償資金の原資材導入（民需）、③有償資金による資本財・原資材導入の三つのケースによって異なる。無償資金の場合、導入を希望する韓国の政府機関（または政府投資機関）及び民間業者は、日本の供給業者

と直接購買契約を結んだのち、日本政府の認証を受ける。代金の決済は、韓国政府が指定する日本の銀行に日本政府が代金を支払うことで完了する。これらの手続きの詳細については省略する。

最後に、導入された請求権資金の管理体制について言及しておきたい。韓国政府は、導入された請求権資金の事後管理を徹底することにも努めた。特に、1973年7月に朴大統領が、「民族的血債である対日請求権資金の使用経過とその成果は、後世の歴史に恥ずかしい点がないよう明確な証拠で提示し管理するよう」指示した（『請求権資金白書』24ページ）こともあって、厳しく管理された。

また、請求権資金から発生するウォン貨資金については、これを効率的に管理運用し、国内産業施設の開発と民間補償問題の円満な妥結にあてるため、「請求権資金特別会計」が設置された。この特別会計は、請求権資金で導入された物資の販売と用役の提供によって得られたウォン貨を、産業発展と民間補償にあてる「徴収金勘定」と、導入した借款資金の転貸などから生じるウォン貨資金を経済開発のための融資や借款元利金の償還などにあてる「借款勘定」からなりたっており、効率的に使用するため柔軟に運用された。

## 第4章 日本の対韓無償資金協力および技術協力の実績

### 第1節 韓国に対する無償資金協力の概要

韓国に対する日本の無償資金協力は、国交正常化前である1963年の食糧援助（540万ドル贈与）を除き、基本的に1965年12月の国交正常化以後から開始され、交換公文ベースで1978年まで実施された。その総額は、1,067億0800万円に達する。他方、同じく国交正常化後に始まった有償資金協力は、交換公文ベースで1990年まで実施され、総額8,485億8900万円に達した（輸銀直接融資4,516億6900万円を除く）。その結果、日本の対韓資金協力は総計9,552億9700万円に達しているが、無償資金協力の比率は全体の11.2%を占めている。

対韓資金協力の全体像をつかむために、無償資金協力と有償資金協力の各内訳を見れば、

第2表のようになる。無償協力では請求権資金（準賠償）の比率が全体の95.7%と圧倒的に大きく、それ以外では一般無償協力が3.9%であり、他の文化無償協力や、KR食糧援助の比率は極めてわずかである。それとは対照的に、有償協力では請求権資金（準賠償）の比率は8.0%に過ぎず、プロジェクト借款が

第2表 対韓政府ベース資金協力（1999年3月末現在）

（単位：百万円）

	累 計	(比 率)
無 償 協 力 (閣議決定ベース)	106,708	(100.0)
準 賠 償	102,093	( 95.7)
一 般 無 償 協 力	4,187	( 3.9)
文 化 無 償 協 力	32	( 0.0)
K R 食 糧 援 助	396	( 0.4)
有 償 協 力 (交換公文ベース)	848,589	(100.0)
準 賠 償	67,728	( 8.0)
プ ロ ジ ェ ク ト 借 款	522,799	(61.6)
商 品 借 款	55,000	( 6.5)
米 延 払 輸 出	203,062	(23.9)
計	955,297	
(輸銀直接融資)	451,669	

（注）本表には災害緊急援助は含んでいない。

出所：通商産業省『経済協力の現状と問題点』平成11年度版、372ページ。比率は筆者の試算。輸銀直接融資を除く無償協力と有償協力の累計は、1990年末以後増加していない。

61.6%と大きな比率を占めており、ほかにも商品借款が6.5%、米延払輸出が23.9%も占めているのが特徴的である。これは、無償協力はその大部分を占める請求権資金（準賠償）が1975年に終了したのに対し、有償協力は、韓国側の要請もあってその後も引き続き継続されたことによる。

## 第2節 請求権資金（準賠償）による無償資金協力

### （1）請求権資金導入の全体的な実績

日本の韓国に対する無償資金協力は、1965年6月に調印された「財産および請求権問題の解決ならびに経済協力に関する日韓協定」にともなう準賠償としての請求権資金による無償資金協力と一般無償援助、文化無償協力、KR食糧援助に分けられるが、前節で見たように、請求権資金が圧倒的な比率を占めており、その他では一般無償援助が3.9%を占める程度である。したがって、無償資金協力に関しては、まず請求権資金協力からその内容を見てみたい。

請求権資金による無償資金協力は、上記協定が同年12月18日に発効したため12月18日より翌年12月17日までを第1次年とし、以後第10年次まで10年にわたって実施され、1975年12月17日で終了した。この間に実施された請求権資金による無償資金協力は、ドル建てで総額3億ドルであるが、閣議決定ベースの円建てでは1,020億9300万円（協定締結時の1,080億円と異なるのは、その後の為替レートの変化のため）である。

日本の韓国に対する請求権資金協力の実績は、円表示によるものとドル表示によるものとがある。日本国内でのみ議論する場合には円表示でもよいが、韓国で議論したり、韓国の資料を用いて議論したりする場合には、ドル表示が必須となる。なぜなら、韓国で作成された請求権資金関係の資料は、すべてドル表示で記されているからである。したがって本調査では、大枠の数字に関しては円表示も示しながら、請求権資金による無償資金協力が実施された期間の実績表示は、ドル表示を基本としたい。

その際、円表示の統計は外務省の『経済協力白書』（『ODA白書』）と「政府開発援助（ODA）ホームページ、または通商産業省（現、経済産業省）の『経済協力の現状と問題点』平成11(1999)年度版に、ドル表示の統計は上記『経済協力の現状と問題点』昭和51(1976)年度版および韓国経済企画院の『請求権資金白書』によることとする。

まず、請求権資金の年度別使用実績は第3表のとおりである。請求権資金は、10年にわたって分割実施されたが、それは必ずしも毎年均等ということではなく、第1年次（1966年）と第2年次（1967年度）、第7年次（1972年度）および第9年次（1974年度）に相対的に多く配定された。これは、1967年から韓国政府が第2次経済開発5ヵ年計画を、また1972年から第3次経済開発5ヵ年計画を開始したことと関連がありそうである。特に初年度は総額5億ドルの16.9%にも達した。無償、有償別に見ると、無償は有償に比べると比較的年度による金額格差が少ないが、有償は年度ごとの相違が著しい。

第3表 請求権資金の年度別使用実績

(単位：千ドル、%)

年度別	無 償		有 償		合 計	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	構成比
1次 ('66)	39,915	13.3	44,677	22.3	84,592	16.9
2次 ('67)	34,668	11.6	27,389	13.7	62,057	12.4
3次 ('68)	27,979	9.3	17,813	8.9	45,792	9.2
4次 ('69)	24,039	8.0	11,070	5.5	35,129	7.1
5次 ('70)	25,995	8.7	8,894	4.4	34,889	7.0
6次 ('71)	29,205	9.7	8,000	4.0	37,205	7.4
7次 ('72)	29,798	9.9	34,900	17.5	64,698	12.9
8次 ('73)	29,613	9.9	5,004	2.5	34,617	6.9
9次 ('74)	28,016	9.3	41,521	20.8	69,537	13.9
10次 ('75)	30,752	10.3	732	0.4	31,484	6.3
合 計	300,000	100.0	200,000	100.0	500,000	100.0

出所：経済企画院『請求権資金白書』29ページ。

第4表 請求権資金の形態別・産業部門別使用実績

(単位：千ドル、%)

無 償 資 金			有 償 資 金		
部 門 別	金 額	構成比	部 門 別	金 額	構成比
資 本 財	121,316	40.4	資 本 財	200,000	100.0
農 林	36,548	12.2	社会間接資本	83,966	42.0
水 産	27,176	9.1	鉱 工 業	113,725	56.8
鉱 工 業	31,438	10.4	農 林 業	2,309	1.2
科学技術	20,125	6.7			
社会間接資本	6,029	2.0			
原 資 材	132,825	44.3			
銀行手数料および 清算勘定	45,859	15.3			
銀行手数料	130	0.0			
清算勘定	45,729	15.3			
合 計	300,000	100.0	合 計	200,000	100.0

出所：経済企画院『請求権資金白書』31ページ。ただし〈表I-3-2〉「請求権資金使用総額」の表題を変更。

また、請求権資金の用途別部門別使用実績は第4表のとおりである。無償資金の場合、資本財が1億2132万ドルで全体の40.4%、原資材が1億3283万ドルで44.3%、その他(銀行手数料と貿易代金清算勘定)が4,586万ドル、15.3%を占める。資本財より、原資材のほうが若干多かった。請求権資金で多くの原

資材が配分されたのには、当時韓国の製造業が深刻な原資材不足に直面しており、既存工場と新設工場の原料問題解決を迫られていたという事情があった。これに対し、有償資金はすべて資本財の導入に使われた。なお、無償、有償をあわせた請求権資金 5 億ドル全体では、資本財が 64.3%、原資材は 26.6%を占め、その他は 9.1%であった。

なお、請求権資金による無償資金協力の実績に関して、円建ての資料を第 5 表として別途示しておきたい。韓国側の資料（請求権資金白書）はすべてドル建てであり、為替レートの問題があるほか、項目の立て方も日本側と若干異なるためそのままでは比較しにくい。そこで『経済協力の現状と問題点』昭和 51

第 5 表 円建てによる請求権資金(準賠償)無償資金協力の実績

(単位:百万円、%)

部 門 別	金 額	構成比
資 本 財 (政府部門/民間部門)	50,250	49.2
農 林 (政府部門)	12,148	11.9
農業用水、干害対策事業用機材	5,933	5.8
農業増産計画用機材	6,215	6.1
水産振興、漁船建造用機材 (政府部門)	11,649	11.4
鉱工業 (政府部門/民間部門)	19,072	18.7
総合製鉄所建設用機材 (政府部門)	10,287	10.1
繊維機械、自動車部品等 (民間部門)	8,785	8.6
科学技術実験実習計画用機材 (政府部門)	4,584	4.5
その他 (政府部門)	2,797	2.7
原 資 材 (民間部門)		
繊維品、建設資材、肥料、化学薬品	36,051	35.3
役務 (銀行手数料) および清算勘定相殺	15,792	15.5
役務 (銀行手数料)	43	0.0
清算勘定相殺	15,749	15.4
合 計	102,093	100.0

出所:通商産業省『経済協力の現状と問題点』昭和 51 年版、335 ページ、第 2-4 表参照。

注:上記の第 2-4 表に記載された項目を、資本財、原資材、銀行手数料および清算勘定の三本柱に整理し、「繊維機械、自動車部品等」を資本財に統合して作り直した。資本財項目中の「その他」(政府部門)は、金額的に見て韓国側資料の「社会間接資本」(603 万ドル)に該当するものと思われる。なお、上記資料は、昭和 52 年版から若干変更され、韓国側資料との対比がしにくくなった。特に、「清算勘定相殺額」の次に「その他 (銀行手数料)」という項目を設け 28 億 4000 万円としているが、銀行手数料は本表の 4,300 万円や金額的に符合する韓国側資料での 13 万ドルにくらべて過大である。銀行手数料以外のもの、金額的に見て恐らくは「その他」(政府部門) 27 億 9700 万ドルが含まれているようである。



年版により、原資料の区分（政府部門または民間部門）を残したまま、韓国側資料と比較しやすいように組替えたものが第5表である。

これで見ると、資本財は503億円、原資材は361億円、銀行手数料および清算勘定相殺額が158億円となり、資本財と原資材の比率がドル建ての40.4%対44.3%から円建ての49.2%対35.2%へと逆転し、資本財のほうが原資材より多くなる。このことは、無償資金も韓国の資本形成に少なからず貢献したことを示していると言えよう。

最後に、請求権資金の産業部門別使用実績を見ると、第6表のようになる。

これは、無償資金で導入された原資材はすべて製造業部門で使用されたため、原材料を鉱工業部門に合算したものである。

こうして見ると、無償資金は54.8%が鉱工業部門に投入されたことが分かる。有償資金はもともと鉱工業部門への投入が56.9%と高いので、無償と有償を合わせた請求権資金全体での鉱工業部門への投入は、2億7799万ドル、55.6%となる。

当時の朴政権が、輸出志向工業化戦略と重化学工業化で経済開発を推進しようとしていたことときわめてよく符合する。請求権資金は、鉱工業以外では、多く使用した順に挙げると、社会間接資本およびその他サービスが18.0%、農林業が7.8%、水産業が5.4%、科学技術開発が4.0%であった。請求権資金全体としては、農林業や水産業での使用が金額的には意外に少なかったことが分かる。

第6表 産業部門別資金使用実績

(単位：千ドル、%)

	無償資金		有償資金		合計	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
農 林	36,548	12.2	2,309	1.2	38,857	7.8
水 産	27,176	9.0	—	—	27,176	5.4
鉱 工 業	164,263	54.8	113,725	56.9	277,988	55.6
科学技術開発	20,125	6.7	—	—	20,125	4.0
社会間接資本およびその他サービス	6,029	2.0	83,966	41.9	89,995	18.0
その他（清算勘定、銀行手数料）	45,859	15.3	—	—	45,859	9.2
合 計	300,000	100.0	200,000	100.0	500,000	100.0

出所：経済企画院『請求権資金白書』33ページ。

(2) 無償資金による産業部門別主要事業

次に、無償資金について、産業部門別に主要事業の使用実績を見てみよう。前掲第6表で見たように、無償資金について使用額の大きい部門順に挙げると、①鉱工業 54.8%、②農林 12.2%。③水産 9.0%、④科学技術開発 6.7%、⑤社会間接資本およびその他サービス 2.0%となる。なお、その他（清算勘定、銀行手数料）は 15.3%を占めているが、産業部門別プロジェクトの検討からは除外する。

1) 鉱工業部門

最も比率が大きい鉱工業部門について詳しく見ると、第7表のとおりである。

第7表 鉱工業部門における無償資金事業別使用実績

(単位：千ドル、%)

事業名	無償資金	構成比	有償資金	構成比	合計	構成比
浦項総合製鉄工場建設	30,800	18.7	88,680	78.0	119,480	43.0
産業機械工場拡張	—	—	2,813	2.5	2,813	1.0
中小企業育成	—	—	22,232	19.5	22,232	8.0
鉱業開発	639	0.4	—	—	639	0.2
原資材導入	132,824	80.9	—	—	132,824	47.8
合計	164,263	100.0	113,725	100.0	277,988	100.0

出所：経済企画院『請求権資金白書』38 ページ。ただし、無償資金の構成比は筆者の試算。

使用された無償資金 1 億 6426 万ドルのうち、その 80.9%にあたる 1 億 3282 万ドルが原資材導入にあてられ、18.7%にあたる 3,080 万ドルが浦項総合製鉄工場建設にあてられた。なお、鉱工業部門には有償資金から 1 億 1,373 万ドルが導入され、請求資金全体では、2 億 7799 万ドルが導入された。

原資材の導入は、全額無償資金が使用された。これらの原資材導入は 1 億 3282 万ドルに達し、鉱工業部門に投入された無償資金の 80.9%、あるいは鉱工業部門に投入された無償・有償の請求権資金の 47.8%と高い比率を占める。これらの原資材導入が当時の製造業における原料不足を解消または緩和するためであったことは確かであるが、原資材の性格上、資本財と異なってその実態を把握することは容易ではない。

導入した原資材は、基本的に鉱工業部門、とくに製造業部門で使用された。第8表で原資材の内訳を見ると、①建築資材が 6,286 万ドル、47.4%と最も多く、②繊維類 2,845 万ドル、21.4%、③機械類 2,576 万ドル、19.4%と続き、それ以外では④化学工業薬品 5.8%、⑤肥料 6.0%などであった。

2) 農林業部門

産業部門別で鉱工業について無償資金が多く使用されたのは農林業部門である。第9表のとおり、農林業にはほとんどすべて無償資金が使用され、有償資

第8表 原資材導入実績

(単位:千ドル、%)

	金額	構成比
建築資材	62,863	47.4
繊維類	28,448	21.4
機械類	25,758	19.4
化学工業薬品	7,756	5.8
肥料	8,000	6.0
合計	132,825	100.0

出所：経済企画院『請求権資金白書』40ページ。

第9表 農林業部門における無償資金事業別使用実績

(単位:千ドル、%)

	無償資金	構成比	有償資金	構成比	合計	構成比
農業用水開発	16,421	44.9	—	—	16,421	42.3
農業機械化	7,609	20.8	—	—	7,609	19.6
農業増産	4,960	13.6	2,309	100.0	7,269	18.7
畜産奨励	1,854	5.1	—	—	1,854	4.7
農業試験研究*	3,205	8.8	—	—	3,205	8.2
葉煙草耕作現代化	331	0.9	—	—	331	0.9
低位生産地開発	325	0.9	—	—	325	0.8
山林事業	1,705	4.7	—	—	1,705	0.8
農業気象観測	138	0.4	—	—	138	0.4
合計	36,548	100.0	2,309	100.0	38,857	100.0

\* 元表の農工利用試験および装備を農業試験研究に合算した。有償資金の構成比は元表にはない。

出所：『請求権資金白書』34ページ。

金は農業増産に小額が使用されただけである。農林業部門における事業内容を見ると、①農業用水開発が1,642万ドル、44.9%と最も多く、次いで、②農業機械化761万ドル、20.8%、③農業増産496万ドル、13.6%などの比率が高い。なお、無償、有償を合わせた請求権資金の農林業部門での使用額は3,886万ドル、無償・有償合計5億ドルの7.8%である。

### 3) 水産業部門

農林業に次いで多くの無償資金が使用されたのは水産業部門であり、水産業には無償資金のみが使用された。

第10表でその事業内容を見れば、機船底引網漁船や沿岸漁船などの漁船建造に832万ドル、30.7%と最も多く使用され、次いで試験船導入が514万ドル、18.9%、漁船導入が360万ドル、13.2%であり、これら3事業で水産部門全体

の 62.8%を占める。その他、無償資金が漁船の動力や装備改良など漁業近代化のためのさまざまな事業に使用された。

第 10 表 水産業部門における無償資金事業別使用実績

(単位:千ドル、%)

	導 入 資 金	構 成 比
漁業基本施設	1,855	6.8
漁船前進基地拡充	325	1.2
水産物処理加工施設	1,392	5.1
水産試験機器導入	565	2.1
試験船導入	5,139	18.9
水産増殖事業	1,322	4.9
研究および訓練事業	115	0.4
漁船導入	3,598	13.2
漁船建造	8,317	30.7
漁船動力改良	1,820	6.7
漁船装備改良	1,760	6.4
指導船建造および資材	768	3.6
合 計	27,176	100.0

出所：『請求権資金白書』36 ページ。

科学技術開発部門では、無償資金 2,013 万ドルのうち海洋実習船建造に 670 万ドル、33.3%、各級学校実験実習施設に 604 万ドル、30.0%、科学技術研究施設拡充に 279 万ドル、13.9%などが使用され、社会間接資本およびその他サービス部門では、送配電施設に無償資金 367 万ドル、60.8%が使用された。

社会間接資本およびその他サービス部門では、昭陽江多目的ダムや京釜高速道路などは有償資金が使用されたので、無償資金は事業のフィージビリティ調査、その他に 603 万ドルが使用されたのみである。

### (3) 民間人に対する補償

無償資金の使用で注目されるのは、民間人に対する補償である。「財産および請求権問題解決ならびに経済協力に関する日韓協定」によって「日韓両国は、両国及びその国民の財産・請求権に関する問題が、(中略)、完全かつ最終的に解決されたこととなることを確認する」(第 1 条 1 項)としている。これを受けて韓国政府も民間人に対する補償は政府が行うこととし、1971 年 1 月、「対日民間請求権申告に関する法律」を制定した。

韓国政府はこの法律にしたがって、国民に対し、1945 年 8 月 15 日以前に日本の金融機関の預貯金、日本銀行券、日本政府発行または保証の債券その他で、日本国または日本国民に対して請求権を保有していた者、および日本国によって軍人、軍属、または労務者として召集または徴用され 1945 年 8 月 15 日以前

に死亡した者の遺族など、政府が定める条件に該当する者は、1971年5月から1972年3月の間に対日民間請求権の申告をするように公告した。

その結果、第11表のとおり財産関係で9万7753件、被徴用死亡者で1万1787件、合計10万9540件の申告があり、財産関係の申告金額は約16億3700万円であった。しかし、適格性を欠くといったことや、または証拠が不十分である等の理由で、補償支給が決定されたのは9万3685件であった。また政府は、1974年12月に「対日民間請求権補償に関する法律」を制定し、金融機関や団体が所有する大口の請求権9件、約13億9200万円は補償しないこととしたため、補償金額は約2億1900万円分のみが認定された（支給が決定した申告金額を件数で割ると、筆者試算で1件当たり平均2,342円となる）。

その結果、財産関係での補償金の支給決定額は、わずか66億4100万ウォン（1975年の為替レート1ドル=484ウォンで試算すると1,372万ドル）にとどまった。また、被徴用者関係では、9,546件のみが支給対象と決定され、補償金額は28億6100万ウォンにすぎなかった。補償金の額は、韓国軍や郷土予備軍の兵士が作戦中に死亡した際に支払われる一時金30万ウォンが適用された。補償金の支給は、1975年7月から開始され、基本的には1977年6月末までの2年間で終了した。（以上は、『請求権資金白書』56～59ページ、および崔永鎬「韓国政府の対日民間請求権補償過程」、『韓日民族問題研究』（1975年）参照。）

第11表 対日民間請求権の申告および補償現況

(1976.4.30 現在)

区 分	件 数 (件)	申告金額* (千円)	補償金額** (百万ウォン)
申告合計	109,540	1,636,736	—
①財産関係	97,753	1,636,736	—
②被徴用死亡者	11,787	—	—
申告拒否および補償除外	5,750	1,417,320	—
①財産関係	4,068	1,417,320	—
②被徴用死亡者	1,682	—	—
補償支給決定	103,221	219,416	9,502
①財産関係	93,685	219,416	6,641
②被徴用死亡者	9,546	—	2,861

出所：『請求権資金白書』58ページ。

\*単位が「千ウォン」と表記されているが、これは韓国語で「円」の発音が「ウォン」であるためと思われる。誤解を与えるので「千円」と訂正した。

\*\*補償金額は、政府は1円=30ウォンを適用したが、表中の数字で試算すると若干不整合がある。

なお、この実績に関しては、韓国内でとくに議論のあるところであり、請求権資金に対する批判的な論調の論拠の一つとなっている。その背景として、①1961年の第6回日韓会談の中で韓国側が主張した数字、補償の対象者となるべき被徴用者総数約103万人、民間請求権総額3億4400万ドルと、韓国政府が決定した実際の支給者数、支給額との差異があまりにも大きかったこと、②最終的に補償対象が死亡者に限定され、負傷者などが除外されたことなどが指摘されており、インタビューした韓国の専門家のなかでも、請求権資金は初期経済発展の起爆剤的な役割をしたが、戦後処理の問題の解決には問題を残したとの見方が少なくなかった。

### 第3節 請求権資金以外の無償資金協力

#### (1) 当時の状況

韓国は、無償、有償の請求権資金を得て第2次経済開発5ヵ年計画を開始したが、国内事情の変化などで、当初計画していた資金以外に日本の支援が必要となるケースが出てきた。要請を受けた日本は、韓国に対して新たな無償資金協力を準賠償である請求権資金の無償資金供与と平行して、1979年まで合計12件、総額約46億円分を実施した。しかし、請求権資金による無償資金協力と比べると相対的に小規模で、かつ件数も多くない。韓国に対する無償資金協力は、1970年代末のこの時期に完全に終了した。

さらに、「財産および請求権問題解決ならびに経済協力に関する日韓協定」に基づく請求権資金による経済協力は、無償、有償ともに1975年12月17日に終了した。しかし、当時の韓国経済は、1973年の第1次オイルショックから抜け出し、第2次経済開発5ヵ年計画（1972～76年）を終えて第3次経済開発5ヵ年計画（1977～81年）に向け、重化学工業化をさらに本格的に推進しようとしている時期であった。韓国は、国際金融機関からの資金導入や直接投資誘致のほか、中東産油諸国との連携でオイルマネーの導入も推進していたが、工場建設、拡張のためにはなお膨大な資金を必要としていた。

工業部門だけではなく、農業部門も多くの投資を必要としていた。特に、大規模な水資源開発は、農業用水の確保や洪水対策だけでなく、工業用水確保のためにも重要な課題となっていた。農村開発においては、セマウル運動（1970年から始められ30年間続けられた新しい農村建設運動）が初期の基盤造成段階から、第2期の事業拡散段階を迎え、活発に展開され始めていた。韓国政府は、第3次経済開発5ヵ年計画に追加する形で借款導入を念頭に置いた「セマウル8大事業」を提起したが、その多くは従来から取りざたされていた事業であり、もはや無償資金援助の対象ではなかった。

一方、工業化とこれに伴う都市化が急速に進展するなかで、社会開発分野は相対的に立ち遅れており、そうした部門への投資も必要としていた。

こうした状況のなかで、日韓の経済協力は、一つの転換期を迎えていた。いわば、無償資金協力から有償資金協力へ、また政府ベースの経済協力から民間

ベースの経済協力への転換である。

1975年に外務省が派遣し、国際開発センターに委託して作成された「韓国経済協力調査団報告書」は、1973年12月の日韓定期閣僚会議のコミュニケで「両国の閣僚は、第3次経済開発5ヵ年計画が終了する時期においては、日韓経済協力が政府ベースの協力から民間ベースの協力を主体とする段階に移るであろうことに意見の一致を見た」としていることを引用しながら、「われわれは基本的にこの方針に賛成する」と述べている。これは、日韓経済協力の転換期である当時の状況を的確に示したものである。

## (2) 請求権資金（準賠償）以外の無償資金協力の実績

韓国に対する請求権資金（準賠償）以外の無償資金協力には、第1節の第2表で見たように、一般無償、文化無償、KR食糧援助が含まれる。ただ、金額的にはこれらの無償協力を合わせても46億1500万円で、無償援助の総額1,067億0800万円の4.3%を占めるに過ぎない。こうした事情もあって、現在、これらの無償資金協力について韓国の情報・資料で言及されることはほとんどない。

一般無償援助、文化無償援助、KR食糧援助の実績内容は、第12表のとおりである。一般無償援助では、1971～74年に実施された金烏（クモ）工業高等学校に対する設備提供（計10億8700万円）、1974～76年に実施されたソウル大学校工科大学用の実験機材提供（計20億円）、1977年の小麦研究所用研究機材（1億円）および1977～78年の地域社会医学センター用医療機材提供

第12表 請求権資金（準賠償）以外の無償資金協力の実績

（閣議決定ベース、単位；100万円）

年月日	案 件 名	金 額
	(一般無償協力)	
71. 8.28	金烏工業高等学校（暖房・電気設備）	130
72. 7. 1	金烏工業高等学校（初級実験設備等）	394
74. 2. 6	金烏工業高等学校（高級実験設備等）	563
74.12.27	ソウル大学校工科大学用実験機材①	500
75. 8. 29	ソウル大学校工科大学用実験機材②	500
76. 9. 1	ソウル大学校工科大学用実験機材③	1,000
77. 8.31	小麦研究所用研究機材	100
77. 9.29	地域社会医学センター用医療機材	600
78. 8.18	地域社会医学センター用医療機材	400
	(文化無償協力)	
77. 9.29	韓国外国語大学用日本語LLシステム	17
79. 1.13	清州大学用日本語LLシステム	15
	(KR食糧援助)	
70. 3.31	日本米	396

出所：通商産業省『経済協力の現状と問題点』平成11年度版、372～373ページ。

(計 10 億円) などがある。このうち、金鳥工業高等学校に対する日本の支援は、比較的知られている事実であるが、この案件については、第 6 章で改めて言及する。

文化無償援助は、1977 年の韓国外国語大学用日本語 LL システム (1,700 万円)、および 1979 年の清洲大学用日本語 LL システム (1,500 万円) の提供でいずれも小額である。

KR 食糧援助は、1970 年の日本米提供の 1 件 (3 億 9600 万円) のみである。なお、1964 年から開始された関税引き下げに関する多国間交渉 (ケネディ・ラウンド) の結果として国際的な食糧援助規約が生れ、日本ではそれに基いて行う発展途上国向け食糧援助を KR 食糧援助と称している。

#### 第 4 節 技術協力

韓国に対する政府ベースの技術協力は 1956 年に開始されたが、1962 年からは海外技術協力事業団 (1974 年に国際協力事業団に改編) によって一元的に実施されるようになった。日韓国交正常化前後から、協力形態も研修生受入れ以外に多様化し、①研修員受入れ、②専門家派遣、③調査団派遣、④機材供与、⑤プロジェクト方式の技術協力など、さまざまな形態で実施された。韓国の場合、他の途上国でよく見られる青年海外協力隊やその他ボランティアの派遣は実施されていない。

2000 年までの技術協力の実績累計を見ると、第 13 表のとおりである。この間の経費累計は 243 億 1300 万円 (『国際協力事業団年報』2001) で、これを 2011 年までの累計 244 億 4800 万円 (『国際協力機構年報』2012) と比較してみると、2001 年以降も韓国に対する技術協力は継続されたものの、わずかしき増加していない。韓国に対する政府ベースの技術協力は、韓国経済や技術人材が大きく成長した結果、基本的には 2000 年頃までに終了したといえる。

実施形態別では、研修員受入れが 6,699 人と最も多く、次いで専門家派遣が 1,629 人、調査団派遣が 1,031 人となっている。また、機材供与は約 90 億円に達している。プロジェクト方式の技術協力は 1 件だけで、開発調査は 17 件が実施された。

第 13 表 技術協力の実績

	経費 (億円)	研修員 人・千円)	専門家 (人・千円)	調査団 (人・千円)	機材供与 (百万円)	プロジェクト技 協／開発調 査・数
2000 年まで の累計	243.13	6,699	1,629	1,031	8,980.22	1 / 17
		9,463,345	3,799,701	1,803,344		

出所：『国際協力事業団年報』2001、192 ページ



次に研修員受入れ、専門家派遣、調査団派遣の3形態の技術協力について、長期的な実績推移を見ると、第14表のとおりである。研修員受入れで見ると、韓国で技術革新と工業構造の高度化が進展した1980年代後半から1990年代の初めにかけて最も受入れが多かったことが分かる。

なお、政府ベースの研修生受入れとは別に、民間ベースでも海外技術者研修協会(AOTS、2012年に海外産業人材育成協会に改編)を中心に、受入れ事業を行ってきた。AOTSは、韓国から1959年度～1988年度だけでも累計3,924人を受け入れたが、1984年から1988年までの間に政府の要請による準政府ベースの研修生322人を受け入れている。

また日韓両国は、韓国の科学技術水準の高まりを受けて、1985年12月に日韓科学技術協力協定が締結され、広範な分野にわたる科学技術情報や科学技術政策に関する資料の交換、共同研究、科学技術関係者の交流などの推進を図っている。

第14表 技術協力の年度別推移

(単位：人)

年 度	研修員 受入れ	専門家 派遣	調査団 派遣	年 度	研修員 受入れ	専門家 派遣	調査団 派遣
1956-60	42	—	—	1990	266	61	86
1961	49	—	—	1991	262	65	70
1962	67	—	—	1992	299	84	62
1963	40	—	—	1993	210	91	31
1964	42	—	—	1994	208	86	28
1965	77	3	9	1995	189	77	8
1966	112	2	12	1996	176	50	22
1967	108	9	—	1997	164	24	12
1968	155	17	12	1998	157	15	5
1969	118	18	42	1999	145	11	15
1970	130	16	13	2000	96	2	12
1971	147	38	17	2001	97	—	9
1972	147	56	25	2002	—	—	7
1973	258	82	33	2003	—	—	12
1974	153	43	32	2004	—	—	11
1975	135	44	24	2005	—	—	1
1976	111	55	16	2006	—	1	1
1977	149	69	63	2007	—	6	2
1978	129	41	67	2008	2	2	—
1979	92	40	14				
1980	87	57	4				
1981	86	39	29				
1982	96	52	19				
1983	81	34	20	総計	6,178	1,635	1,074
1984	104	55	63				
1985	214	45	24				
1986	179	61	19				
1987	268	65	30				
1988	259	68	31				
1989	272	51	53				

出所：JICA データベース。なお、第13表の数字とは一致しない点がある。

## 第5章 日本の対韓無償資金協力および技術協力の影響と評価

### 第1節 日本の経済協力に対する韓国社会の一般的評価

韓国で日本の資金協力や技術協力など経済協力に関して、客観的な資料に基づいて評価を行った事例自体あまり多くない。韓国内で、請求権資金に関して、政治的な観点、特に対日従属論の立場からの言及は少なからずあるが、データに基づいて社会経済的な影響を分析したものは意外に少ない。客観的な分析で日本に関わることは、まだまだ韓国では難しいのかもしれない。

そうしたなかで、経済企画院による『請求権資金白書』が最も包括的な評価事例であり、ある意味で唯一のものと言っても過言ではない。多岐にわたる事業に対して、資料を収集し包括的に分析することは、中央官庁中の中央官庁とも言うべき経済企画院による以外には不可能であろう。

なお、この『請求権資金白書』は1976年12月に発刊されているが、実は、この『白書』には、経済企画院が財団法人韓国産業開発研究所に委託して作成されたものが下敷きとしてある。その題名は、『対日請求権資金評価報告書』となっており、1976年7月に作成された。内容は『白書』と、構成や見出しなどがほとんど同一であるが、細部では多少違いがあり、数字も微妙に違いがある。例えば、「請求権資金使用総括」の項では、『報告書』では無償資金と有償資金の使用実績についてそれぞれ用途別に分類しているが、『白書』では有償資金の部分が脱落している。また、無償資金や有償資金の各部門の金額がわずかではあるが違っている。こうしたことから、『白書』はこの『報告書』の説明や数字の一部を半年足らずで急ぎ修正して、ほぼそのまま出版されたものと思われる。本報告書では、特に言及しない限り、政府の正式出版物である『白書』にもとづいて分析する。

請求権資金に関しては、このように政府によって白書が出され、また後述のとおり民間でも調査・研究の対象となっている。しかし、請求権資金以外の無償資金協力や請求権資金以降の無償資金協力（一般無償、文化無償、KR食糧援助）、および技術協力に関しては、まとまった形で実績が公表されておらず、政府でもまとまった形での評価はどうやら行なっていないようである。したがって、民間でもこれらの日本の協力について言及されることはほとんどない。

政府が急いで『請求権資金白書』を発表したのは、請求権資金は「民族の血の代価」といった考え方から、1銭たりともおろそかにしてはならず、その使用に対しては政府としてしっかりとした評価を早々に公表する必要があると考えたことのほか、次節でも触れるが、当時、請求権資金に対して韓国では強い反対論があり、日本でも批判的な空気があったため、それを払拭する必要があったようである。しかし、請求権資金以外の資金協力や技術協力に関しては、金額的にもそれほど大きくないこともあって、評価対象とならなかったと言えよう。

したがって、本報告書は、無償資金協力および技術協力に関する評価といっても、ほぼ請求権資金に限定せざるを得ない。ただし、請求権資金以外にも、重要な協力案件の例はある。例えば、先に言及した金烏工業高等学校設立への日本の協力である。この件は、第6章のケーススタディで取り上げ、検証したい。

経済企画院の『請求権資金白書』以外に、もちろん、研究者や専門家による評価・分析がないわけではない。第3節以降でそれらの優れた分析を取り上げたい。

## 第2節 請求権資金および無償資金協力に対する韓国政府の評価

無償資金協力・技術協力に対する韓国政府の評価に入る前に、その前提となる請求権資金についての評価を見ておきたい。請求権資金の年次別使用実績やこれに対する韓国政府の評価は、実は『請求権資金白書』発表の前年である1975年に、同じく経済企画院から『対日請求権資金の使用報告』という形で短い報告書が発表されている。経済企画院はこの報告の序文で、「先烈たちの血と汗の結晶と言える対日請求権資金」と表現している。そのうえで、「(資金使用開始から10年目を迎えて)一般国民はこの資金がどのくらい導入され、どこに、どのように使われ、またわが国民経済の発展にどのように寄与したかよく知らずにおり、一部国民ととくに日本の政界や民間の一部では、この資金が不正に使われたのではないかという猜疑心すらもっている」と述べたうえで、資金導入が完了すれば白書を発表するよう準備しているが、国民の心配を解消するのにそれまで待つのは遅すぎるとして、9年分の実績を「中間報告」として明らかにする、とした。これは、請求権資金をめぐる当時の韓国や日本の世論の動向の一端を示している。

なおこの『報告』は各部門別の使用実績を検討したのち、対日請求権資金は、韓国経済の規模から見てそれほど大きいものではないとしながらも、「第2次経済開発5ヵ年計画の主要資源として緊要に使用されたという点から、対日請求権資金の効用は決して過小評価することはできない」と述べ、さらに「わが国民経済に少なからぬ寄与をした」と評価している。

1976年に経済企画院から発表された『請求権資金白書』は、基本的に前述の中間報告としての『対日請求権資金使用報告』と同様の構成ではあるが、資金の導入が完了したことを受け、同院が実施した請求権事業に関し詳細なデータに基づいて分析したものである。

『請求権資金白書』の発刊辞で、南惠祐副総理兼経済企画院長官は、「1960年代は、民族中興と自立経済を確かなものにする長期経済開発計画が着手されたことで、近代化の足場を構築したわが国の歴史上最も意義深い年代であった」としたうえで、「特にこの期間は、解放後断絶されていた韓・日関係が1965年12月に正常化されたことで、両国の経済協力面で新たな章を開く時期でもあったと言えます」と述べている。

南副総理はまた、請求権資金について、「韓・日国交正常化とともにわれわれは日本から無償 3 億ドル、有償 2 億ドル、合計 5 億ドルの請求権資金を 1966 年から 1975 年まで 10 年にわたって導入することになりました」と、事実関係を客観的に述べている。

南副総理はさらに、「この請求権資金は、農水産業の近代化と中小企業育成、総合製鉄建設と多目的ダム、道路、港湾、電力など主要基幹産業育成に効果的に使用されました」と評価し、「またこの請求権資金は、1960 年代初めから開始されたわが国の経済開発 5 カ年計画の遂行においても、効果的に使用されたことも事実であります」と総括している。

『請求権資金白書』の評価は、当時韓国がおかれていた客観的な内外の状況からして、日本との国交正常化と日本からの資金導入は他に選択の余地がなかったという認識に基いているようである。これは、大枠ではおそらく多くの韓国人が同意せざるを得ないような現実であったと思われる。

『請求権資金白書』は、請求権資金について、「対日請求権有・無償資金 5 億ドルは、1970 年代後半に差し掛かった現時点でわが国の経済規模に照らし見ると、それほどたいした金額ではないが、第 2 次経済開発 5 カ年計画の主要財源として緊要に使用されたことを考えれば、同資金の効用を決して過小評価することはできない」と指摘している。

そのうえで『白書』は、「わが国農民が、農業生産増大のために活用している耕運機や動力撒噴霧機から国土の 1 日生活圏化をなしとげた京釜高速道路の建設、年間粗鋼生産能力 103 万トン規模の浦項総合製鉄工場の建設、昭陽江多目的ダムおよび発電所建設に至るまで、わが国民経済の向上発展に寄与したところは少なくないと言える」と総括的に高い評価を下している（同白書、32 ページ）。請求権資金に対する『白書』のこのような評価は、前年に出された『対日請求権資金使用報告書』とほぼ同じ表現であり、『白書』はそれを踏襲したものと思われる。

韓国内での請求権資金事業に対する評価は、一般的に、朴政権による 1965 年の日韓国交正常化に対する好悪の感情で大きく左右されるようである。歴史的な問題を積み残したまま国交を急いだために、今日まで対立の種を残してしまったという批判は現在も根強いものがある。そこで国交正常化に対して肯定的な評価と否定的な評価が大きく分かれてしまう。しかしそれはそれとして、韓国の初期発展過程において、請求権資金が重要な役割を果たしたこと自体は、大体において肯定的に見られているようで、その点は『請求権資金白書』の評価とほぼ同一のようである。

『請求権資金白書』は、無償資金協力による具体的な事業に関して、浦項総合製鉄以外でも、3,886 万ドルのほぼすべてが無償資金でまかなわれた農業部門では、そのうちの 42.3%が農業用水開発事業に投入されたとし、「(これらの無償資金が) 農業用水開発事業を通じて、直接的に農業生産増大に寄与した」と指摘している。

### 第3節 請求権資金および無償資金協力に対する韓国民間の評価

前節で取り上げた『請求権資金使用報告』や『請求権資金白書』は、いずれも経済企画院が発表したものであり、政府の見解を代表している。しかし、経済企画院は請求権資金を使用して経済開発を推進した当事者であるため、果たして客観的な評価をすることができるのか、という疑問も起こりえよう。

そのため、民間での評価も検討する必要がある。ただ、前にも述べたとおり、請求権資金の経済効果を直接論じた研究は、韓国の国会図書館の検索システムを活用したり、日本や韓国の専門家からヒアリングしたりしたが、極めて少なかった。そうしたなかで筆者が入手できた範囲での専門家による代表的な評価例（著者の所属先は出版当時のもの）としては、次の8件をあげることができる。

これらは、いずれも請求権資金そのものかそれに直接関連する問題を取り扱った著書、または論文である。また、いずれも『請求権資金白書』の資料に依拠している。なお、論述の内容はもちろん個人の見解ではある。

以下、それぞれ請求権資金の評価に関わる部分を引用し、紹介したい。

①イ・ギョング 『韓国に対する開発援助と協力 わが国の受援規模と分野、効果事例等に関する調査研究』、韓国国際協力団（KOICA）、2004年。

著者はKOICA研究委員。これは、韓国の対外援助機関（日本のJICAに当たる）から出版されたもので、世界の援助機関や各国からの対韓援助について、個別事業にわたって詳細に分析している。したがって、請求権資金を詳しく取り上げたものではないが、国際的な対韓援助の中での日本の支援を位置づけるなどの点に特徴がある。

イ・ギョング研究委員は、「開発年代前期（1961～1975）に最も大きな比重を占めていた米国の役割は、開発年代後期（1976～1990）にはいると顕著に縮小した」と述べ、米国の比重は、総援助供与額の64%から15%水準に大きく減少したと指摘する一方、「これに比して日本の場合には、開発年代前期に27%に過ぎなかった援助供与額の比重が、開発年代後期には57%と大きく増加する姿を見せた」と述べている。

また、日本からの受援事業のなかで事例研究として特に取り上げたのは、浦項総合製鉄建設と金烏工業高校設立である。

②金正湜（キム・ジョンシク）『対日請求権資金の活用事例研究』、対外経済政策研究院（KIEP）、2000年。

著者は延世大学校経済学科教授。同書は、韓国の代表的な政府系研究機関の一つから出版されているが、著者は延世大学校経済学科教授で民間人である。

金正湜教授は、対日請求権資金が、①収益性や所要資金量の点で民間資本が入りにくい部門、②社会間接部門や人力開発部門、③経済開発計画から阻害されやすいような部門に導入されたことを評価したうえで、日本から賠償を受けた東南アジア諸国と比較しながら、「韓国の場合、徹底した事前計画で最も効率的に資金を活用した国家として評価を受けており、特に原資材の確保のために

原資材導入部門に高い比重を置いて投資した」ことを示唆点として指摘している。

③曹壽鍾 (チョ・スジョン) 「対日請求権資金が初期韓国経済の発展に与えた影響—特に資金の性格と直接的な効果を中心に—」、『韓国東西経済研究』第7輯 (1996)、61～89 ページ。

著者は忠北大学校経済学科教授。曹壽鍾教授は、日韓国交を急いだ韓国の政権の姿勢や政経癒着問題、あるいは日韓経済関係における貿易赤字問題などを挙げて批判的な立場を鮮明にしながらも、「請求権資金が初期韓国経済の発展に及ぼした影響は至大であった」とし、「わずか30年で1人当たり国民所得が100ドルから1万ドルを超え、いまや先進国の入り口に立つようになった」と指摘した。そして総括的な評価としては、「規模や性格面で極めて満足しがたい請求権資金であったが、緊要にかつ効果的に使用されたという事実だけは否定することができない」と述べている。

④李大根 (イ・デグン) 『現代韓国経済論 高度成長の動力を求めて』、図書出版ハヌル、2008年。

著者は成均館大学名誉教授。同書は、1945年の解放から1970年代までの韓国経済の発展過程を論じた韓国経済論であるが、その中で日韓会談の影響について一つの章をあてている。著者の請求権資金についての論調は、「請求権問題は韓日協定によって完全に決着を見ている」との見解であり、韓国では比較的少数派のものと思われるが、参考のために紹介しておきたい。

李大根名誉教授は、請求権無償資金は、原資材導入分や清算勘定相殺分を除けば、新規事業用の資金規模は、全体の40%強である121百万ドルに過ぎないと指摘しながらも、「しかしこの無償資金の導入が、立ち遅れた韓国の農水産業の基盤構築、特に遠洋漁業発達のための基盤を固め、気象観測研究や初期原子力技術研究など、基礎科学・技術教育発展の土台を固めることにおいて非常に重要な役割をすることになったと評価できる」と述べている。

⑤李鐘允 (イ・ジョンイン)・金炫成 (キム・ヒョンソン) 「韓日経済65年の回顧と今後の協力方向」、『韓日経商論集』第49巻。

李鐘允氏は韓国外語大学校国際通商学科名誉教授、金炫成氏は高麗大学校亜細亜問題研究所HK研究教授。同書は、韓日経商学会の論集として2010年に発表されたため、日韓経済の今日的課題に言及している。

李鐘允名誉教授と金炫成教授は、「韓日国交正常化は、両国経済関係の活性化に画期的な転機となった」と指摘し、「その先導的な役割を果たしたのが対日請求権資金である」と述べ、「請求権資金の導入を信号弾として、日本からの企業進出、技術導入のみならず、各種民間の商業借款が活発に展開された」としている。また、それを契機に日本の繊維類など労働集約的企業が、韓国国内加工を経て日本に逆輸出し始めた」とし、韓国が対外志向的輸出政策を積極的に推進するようになったと指摘している。ただし両氏は、日本経済の非関税障壁などで韓国の対日輸出が不振であり、日韓貿易が縮小均衡の方向をたどりつつあると警告し、その打開の必要性を訴えている。

⑥ペ・ヨンモク「対日請求権資金」、国家記録院（Web）資料。著者は忠北大学校経済学科教授。

⑦パク・ヨング「対日請求権資金の産業資金化（1965）」、国家記録院（Web）資料。著者は釜山外国語大学校商経大学教授。

⑧Jun-Kyung Kim, Professor, Korea Development Institute (KDI), School of Public Policy and Management; KS Kim, Research Assistant, KDI, SPPM, Impact of Foreign Aid on Korea's Development, 2012, Ministry of Strategy and Finance, and KDI School.

⑧は執筆は個人であるが、政府官庁である企画財政部と韓国の代表的な政府系研究機関である韓国開発研究院の傘下機関が共同で作成したものであり、純粹に民間とは言えないかもしれない。

上記の⑥，⑦はごく短いものであり、⑧は詳細ではあるが外国人への紹介向きに作成されたようでもあるので、ここでは省略する。

以上の韓国人専門家による著作を通じ、韓国内での請求権資金あるいは無償資金に対する評価を窺い知ることができよう。結論として、構造的な韓国の対日貿易不均衡などいくつかの問題は生じたが、請求権資金または無償資金が韓国経済の初期発展過程で極めて重要な役割を果たしたことは確認できよう。



## 第6章 ケーススタディ

### 〈その1〉浦項(ポハン)総合製鉄所建設への日本の協力と評価

#### 第1節 浦項総合製鉄所を取り上げる理由

浦項総合製鉄所をここでケーススタディとして取り上げる理由は、いくつかある。

第1に、日本の韓国に対する無償資金協力の中で、浦項総合製鉄所建設への協力は、単一の事業として最も大きな事業であった。浦項総合製鉄所建設には、無償資金3億ドルのうち3,080万ドル、10.3%が提供された。無償資金以外にも請求権資金の有償資金2億ドルのうち4,290万ドル、および輸出入銀行の延払いで5,050万ドルが提供され、日本の資金協力総額は1億2,420万ドルに達した。

第2に、浦項総合製鉄所建設は、経済開発期において韓国を代表する事業であり、多くの国民が関心を寄せた。

第3に、浦項総合製鉄は、その後大きく発展し、いまや世界を代表するような企業に成長した。そこで、日本による経済協力の役割や効果を検証することは、極めて意義が深い。

#### 第2節 日本の協力と役割

日本が浦項総合製鉄建設を支援するようになった経緯は、非常に劇的である。韓国側が1967年10月に欧米5カ国で構成された対韓製鉄国際借款団(KISA)と合意した当初の計画では、粗鋼年産規模を60万トンとしており、規模が国際水準に達しないことが経済性の点で問題となった。浦項総合製鉄は1968年4月に会社設立を終えていたが、建設に必要な借款の導入が難航していた。1969年4月から5月にかけて、最終的に世銀やアメリカ輸出入銀行が借款提供を拒否し、結果的にKISAやIECOK(対韓経済協力国際協議体)による支援が実施不可となり、韓国政府の念願であった自国における一貫製鉄所建設の夢が潰えかかった。

そのとき急遽、最後の望みとして日本が浮上した。同年8月の定期閣僚会議を経て、日韓両政府間で、年産103万トン規模の製鉄所建設資金に当初の計画を変更して残余の無償・有償の請求権資金を充当することが合意され、技術面では八幡製鉄(現、新日鉄住金)を始めとする日本鉄鋼連盟が全面的に協力する形で浦項総合製鉄建設が実現することになり、1969年12月、建設基本合意書が調印されたのである。請求権資金を使用することになる経緯は、日韓両政府の公式面と民間による非公式面の両方で複数のルートによる複雑なものがあるが、ここでは浦項総合製鉄の朴泰俊社長を日本の政財界首脳に紹介し、事業への協力を促した陽明学者の安岡正篤氏が存在したことを記すだけにとどめてお

きたい。

前章で述べたように、日本の資金は第1期の粗鋼年産103万トン、第2期の同260万トンの建設工事に多く投入された。第15表で示されるように、第1期工事では所要外資のうち請求権無償資金が18.3%、有償資金が27.6%、合計45.9%と請求金資金を多く使用し、第2期工事でも有償資金が所要外資の2.4%を占めた。浦項総合製鉄への資金協力は、韓国の経済建設において請求権資金を使用した最も代表的なプロジェクトとなった。かくして、第1期事業は1973年に、第2期事業は1976年にそれぞれ完工した。

『請求権資金白書』でも、すでに見たとおり、無償資金3,080万ドル、有償資金8,868万ドル、合計1億1,948万ドルを投じた浦項総合製鉄が第2次経済開発5か年計画の主要事業であるとともに、重工業開発の象徴的な事業であったと指摘している。『白書』はまた、年産103万トン規模の総合製鉄所の完成により、「輸入に依存してきた鉄鋼の国内代替は勿論、輸出効果も大きく、わが国の産業基盤の拡充面のみならず、国際収支改善にも大きく寄与している」とこの事業を高く評価している。

第15表 外資調達総額に占める請求権資金の比重

(カッコ内は構成比、単位：千ドル、%)

	無償資金	有償資金	その他の借款	合計
第1期事業	30,800(18.3)	46,428 (27.6)	90,830 (54.1)	168,058(100.0)
鋳物鋳事業	—	—	9,595(100.0)	9,595 (100.0)
第2期事業	—	42,252 (12.4)	299,002 (87.6)	341,254 (100.0)
合計	30,800 (18.3)	88,680 (17.1)	399,427 (77.0)	518,907 (100.0)

出所：『請求権資金白書』203ページ。原資料は、浦項総合製鉄（株）。

その他、浦項総合製鉄所の成功が韓国のプロジェクト管理能力や技術力に対する国際的

な評価を大きく高め、その後の韓国における外資誘致に好影響を与えたとの評価もある。この点は日本でも見落としやすい点かもしれない。

関係者のご好意で、浦項製鉄所を訪問することができたが、現場にはかつて日本が支援した資金で導入された設備はもちろんすでに更新され、その痕跡を見出すことすらできなかった。浦項総合製鉄は1期、2期工事の完成後も拡張に拡張を重ね、さらに光陽湾に新たな製鉄所を建設して世界を代表する鉄鋼メーカーとなった。もちろんそれは、次節でも言及するような朴正熙大統領や朴泰俊社長のリーダーシップと浦項製鉄社員の並々ならぬ努力、韓国政府の手厚い支援、その他もろもろの挑戦と労苦の結果によるものであることは言うまでもない。しかし、その最初の起点において日本の政府、民間が連携し、無償請求権資金を含む資金面、技術面での協力を通じて貢献できたことは、極めて意義深いものがある。

請求権資金に関して日本で代表的な研究者である永野慎一郎大東文化大学名

誉教授は、浦項総合製鉄に対する日本の資金協力は全体の所要外資のなかでそれほど大きな金額ではなかったが、「対日請求権の流用と日本の鉄鋼業界の技術協力があつたからこそ、浦項製鉄の創業が可能であつたという事実を忘れてはならない」と指摘している（『相互依存の日韓経済関係』313ページ）。

### 第3節 浦項総合製鉄所のその後の発展と成功の要因

浦項総合製鉄の操業開始で特に印象的なことは、1年目から黒字経営となり、その後の拡張資金を自らも生み出したことである。その後、年産103万トン規模の製鉄所は、「迎日湾から光陽湾まで」と設備の更新・拡張を続けた結果、2012年には粗鋼生産量が浦項製鉄所で1,654万トン、光陽製鉄所で2,145万トン、合計約3,800万トンに達する世界1、2の総合製鉄所に成長した。自己の技術水準を高め、自立的な経営基盤を固めた浦項総合製鉄は、以前は大部分を輸入に依存していた鋼材の国内需要に対応して自給率を高めていき、さらに輸出増大で外貨を稼ぎ、さらなる技術革新で効率性世界トップの企業に変貌したのである。

建設初期における資金面と技術面における日本の協力は、もちろん浦項総合製鉄誕生に重要な役割を果たしたが、それが前述のように大きな成功を収めることになった要因は、前節でも述べたが、韓国の指導者の強い意志、政府の特別な支援、政治の介入を排する経営権の独立とそのためにも必要な徹底した入札制度、技術優先主義と技術人材の育成、有利な国際環境の活用（特に1973年の石油ショックで鋼材価格が急騰し、初年度からの黒字実現に貢献したこと）などに集約することができよう。また、関係者からのヒアリングでは、浦項総合製鉄の建設に多くの請求権資金を使用したことで、政府も会社も「植民地統治の血の代価」をムダにはできない、失敗することは許されないとの思いが非常に強かつたという当時の雰囲気も指摘された。成功の陰には、こうした事情も作用したようである。

### 第4節 浦項総合製鉄所の韓国経済への寄与

浦項総合製鉄の初期の成功が国民経済にどのような効果をもたらしたのかについては、まず、『請求権資金白書』から見てみよう。『白書』は、第5章第2節で見たように、浦項総合製鉄などが国民経済の向上、発展に寄与したところは少なくない、と指摘した。本節では、どのように寄与したのか具体的に見てみよう。『白書』は、浦項総合製鉄の資料によってであるが、その効果を第16表のようにまとめている。

鉄鋼材の生産開始でそれだけ鉄鋼材の輸入代替が生じ、金額的には第1期事業、鋳物鋳事業、第2期事業の合計で、1億6028万ドルの外貨節減効果があつたとし、さらに雇用人員7,050人が増加したほか、連関産業への波及効果も生まれたと分析している。

第 16 表 完工後の事業別効果

事業別	鉄鋼材 輸入代替	単位製品の 輸入代替規模	雇用人員	連関産業 波及効果	備考
第 1 期事業	103.2 万トン	4,000 万ドル	4,268 人	連関産業誘 発	①容量拡大によ る第 1 期事業圧 延能力の効率増 大と競争力強化 ②単基溶鋳炉に よる不安定生産 体制の改善
鋳物鋳事業	15 万トン	400 万ドル	284 人	自動車、造船 等機械工業 の発展促進	
第 2 期事業	260 万トン	1 万 1628 万ド ル	2,498 人	製鋳、製鋼能 力拡大に伴 う鉄鋼工業 の構造改善 と設備現代 化	

注：①効果規模は年間基準である。②雇用人員は平均操業人員を表示する。

出所：『請求権資金白書』206 ページ（原資料は浦項総合製鉄株式会社）。

一方、専門家による浦項総合製鉄の韓国経済への貢献に関する代表的な研究としては、次の二つの研究がよく知られている。

①ソウル大学校社会科学研究所（金世源所長）『浦項総合製鉄の国民経済寄与に関する研究』1987 年。これは、浦項総合製鉄の依頼により、ソウル大学校社会科学研究所所属の教授 9 名が共同研究したものである。

この研究では、浦項総合製鉄が仮に存在しなかった場合に推定される生産額、付加価値、雇用などを、産業連関表によって計算した。その結果、1973 年と 1983 年を比較して、浦項総合製鉄がなかった場合、国民経済における生産額の減少が 4.85%、付加価値の減少率が 3.24%、雇用の減少が約 21 万人と推定し、国民経済の各面への寄与度を高く評価している。

②郭相瓊外共著『浦項製鉄と国民経済』、水晶堂、1992 年。著者は高麗大学校教授で、他の共著者は高麗大学校を中とする 5 名の教授、専門家で構成している。

この研究では、浦項総合製鉄所が発展した要因を先ず経営学的に分析し、①創業者の役割、②経営管理の特性、③企業文化の各面で効果が大きかったとしている。次に、産業発展への寄与度を、産業連関表を利用して物量的波及効果と価格波及効果に分けて分析した結果、その効果が他産業に比べ非常に大きかったとしている。さらに、国民経済に対する寄与度分析では、①国家競争力を高めることへの寄与、②国民経済の内実化への寄与、③国民生活の質的向上への寄与の三点を挙げている。

結論として、基幹産業である浦項総合製鉄の韓国経済への寄与については、全体的に見てその役割が非常に大きいことを確認できる。

## 〈その2〉金烏(クモ)工業高等学校設立への日本の協力と評価

### 第1節 金烏工業高等学校を取り上げる理由

金烏工業高等学校は、慶尚北道亀尾市（韓国中央部、南東寄り）に朴正熙大統領が設立者となり、1972年11月に私立の工業高校として設立された（現在は公立）。

金烏工業高校をケーススタディとして取り上げる理由は、次の三点である。

第1に、同校の設立に当たり、韓国側からの強い要請により日本が1971年度から3年にわたり、合計10億8700万円を、請求権資金ではなく一般無償によって協力した事例であり、かつ技術教育への協力として重要な役割を果たした。

第2に、韓国で面談した当時の事情に詳しい元大統領首席秘書官や複数の経済企画院高官、加えて多くの専門家、研究者が、日本の無償資金協力および技術協力の成功例として言及した。

第3に、今後の発展途上国への援助政策を考える上でも、本案件が当初大きな成功を収めたが一時低迷し、その後再び活性化しつつあることも含めてその経験は貴重であり、参考になるのではないかと思われる。

### 第2節 日本の協力と役割

金烏工業高校は、ホームページで設立から現在までの経緯を記しているが、その中で日本の協力によって設立されたことに言及している。各種資料とあわせて日本との関係を整理すると、次のようになる。

韓国では、急速な工業化の過程で、工業開発を担うべき中堅技術者の養成が緊急な課題となり、工業高校の設立を計画、1970年5月に李洛善商工部長官が日本政府に協力を要請した。同年7月の第4回日韓閣僚会議で日本の協力による設立が合意された。同年11月、日本政府の調査団も訪問し、71年8月、日韓両政府間で贈与協定が締結された。1972年5月、工業系専攻の教師を日本に派遣し、研修を受けた。同年11月、設立認可を受け、1973年3月、第1回の入学式を実施した。同年5月、日本人技術教師8名が着任し、3年間滞在して学生を指導するとともに韓国人教師と技術交流をした。

日本の資金協力で40室の最新実験・実習設備を備えた「東洋一」の工業高校が完成し、さらに韓国人教師の研修受入れ、日本人教師の派遣など、日本との関係が深い。当時、商工部次官補として李洛善商工部長官に日本資金による工業高校建設を建議したという呉源哲元大統領経済第2(重工業担当)首席秘書官は、政府資金と日本企業の寄付金(100万ドル)を合わせて日本側の資金援助は総額14億6000万円という当時としては膨大な額に上ったとしている。

### 第3節 金烏工業高等学校の発展と教訓

金烏工業高校は、1996年から慶尚北道教育庁所管の公立校に転換した（それまでは金烏財団所有の私立校）。2009年3月、マイスター校（産業需要対応型の高校）の指定を受け、2012年2月現在で約1万4300人の卒業生を送り出している。国内の技術競技大会ではいつも優秀な成績を上げており、今年も、国際技能オリンピックの国家代表選手を送り出すなど、高い教育レベルを誇っている。

しかし、この間に、施設の老朽化や学生の志向変化などで、入学生数が減少するなどの問題もあったようである。第5章第3節で取り上げた、イ・ギョング KOICA 研究委員（当時）は、その辺の事情を次のように述べている。

「1980年代中盤以降、技能技術教育に対する関心が退潮し、学校は施設改修資金の確保、優秀な学生誘致の難しさなどさまざまな困難に見舞われ、いわゆる斜陽化の道を歩み始めた。（中略）幸いにも、1990年代中盤に入って大規模な再投資が行われ、開放的で、自立的な形態に学校の運営方式が大きく転換し、学校は新たな発展の転機を迎えていると評価される。」

1996年ごろに一度施設改修工事を実施しているが、数年前には入学生数が300人以上であったが、2010年度から定員数を200人程度に減らしている。

金烏工業高校の設立に際して日本が無償資金協力と技術協力を実施し、成果を挙げたことは、韓国の当時の政府関係者や専門家、研究者の間ではよく認識されている。それでも、他のケースと同様、最近はこの事実を知っている人は極めて少数である。

しかし考えてみれば日本側も、支援した当時は金烏工業高校のことをよく認識していたが、せつかく重要な支援をしたのに、事業終了後のメンテナンスは基本的に援助受入国の役割という原則もあって、その後の関係が維持されていない点は残念である。

## 第7章 終わりに：総括とインプリケーション

終わりに際して、総括およびインプリケーションとしていくつかの点を記しておきたい。

まず第1に、韓国に対して実施された無償請求権資金3億ドルを含む無償資金協力および技術協力の影響、効果の評価である。

評価を行うに当たって、先ず確認しておくべきことがある。それは、評価の基準をどのように設定するかであるが、通常、最初に行うべき事業の妥当性については、今回の評価では対象になりにくい。すでに言及したように、請求権資金、特に無償資金については賠償的意味合いが強い準賠償であり、また、韓国側では、事業の選定は韓国側の自主権確保が重要であるとしてきた。したがって、事業の妥当性を検証することも容易ではない。しかし、無償資金は、「産業構造の近代化と自立経済の確立促求」という第2次5か年計画の基本目標に沿った支援となり、また1967年からの第2次5か年計画は、第1次計画とは異なり大きな問題がなかったため、結果的に妥当な事業となったといえる。無償資金の大きな部分を占める原資材支援も、当時の輸出工業の原料不足という点からすると、妥当な事業であったと評価される。

支援の有効性では、すでに見てきたように、各事業は無償資金の供与によって大きな成果を挙げた。当時の韓国は国内貯蓄率が低く、また信用度が低かったため外国からの借款受け入れも困難であった。当時のこうした事情からすると、無償資金は経済開発の面では非常に有効であった。また、効率性も、韓国側の行政能力の高さに助けられて、各事業に対し資金が効率的に使用された。特に、ウォン貨資金は、事業全体の効率性を高めるうえで有効に活用されたと評価できる。

無償資金協力などの規模は当時の韓国経済の規模から見てもそれほど大きくはないが、客観的に判断して、韓国の経済発展に相当なインパクトを与え、大きな効果をもたらしたと言うべきであろう。この点は、韓国の多くの専門家も認めている点である。

とりわけ浦項総合製鉄1期(30,800千ドル)、農業用水開発(16,421千ドル)および農業機械化(7,609千ドル)、漁船建造・漁船導入・試験船導入(17,054千ドル)などは、韓国経済の資本形成に貢献した主要な事業であり、海洋実習船建造(6,700千ドル)および各級学校実験実習施設(6,045千ドル)などは科学技術開発面で貢献した。無償資金のなかで約44.3%と最も大きな比重を占めた原資材(132,825千ドル)は、資本形成には貢献しなかったが、当時の製造工場における恒常的な原料不足の緩和に貢献し、その稼働率を維持することで外貨獲得や雇用の維持に重要な役割を果たした。

また、浦項総合製鉄への無償資金の使用は、その金額も相対的に大きく、本来、農水産業や、中小企業振興に充当するはずの無償資金や港湾開発などに使用することが予定されていた有償資金を、計画変更して実施しただけに、失敗

していれば無償資金のみならず請求権資金全体の評価を揺るがしかねないほどのものであった。

幸い、韓国側の優れたリーダーシップとマネジメントなどで浦項総合製鉄は大きく発展することになり、日本からの最初の支援が生きることになったのは、誠に喜ばしいことであった。韓国の場合、請求権資金事業、なかでも無償資金は賠償的性格を持ち、事業の選定や建設の企画と管理などが最大限韓国側の自主性に委ねられた。韓国はまた基本的にその能力を有していたので、問題が生じなかったが、こうした計画の大きな変更は、なんらかの問題が生じることが多いだけに、韓国のケースは幸いであった。

また、技術協力も、韓国の産業発展に伴う技術者人材育成に対する需要に対応して、多くの貢献をしたものと評価される。もっとも韓国の場合、国内の技術水準の向上で、他の発展途上国に比べると、日本に対する需要は一般的、汎用的なものへの関心は低下し、それに伴って無償の政府レベル協力よりも有償の民間レベルのものへの関心が高まっていった。とはいえ、この間に政府レベルの技術協力が果たした役割は大きかった。ただし、研修を受けた技術者が、その技術を同僚に伝達しないため、技術が会社に蓄積されにくいなどの問題点を指摘する専門家もいた。

無償資金は、1972年からの第3次5か年計画での使用に引き継がれ、韓国経済の更なる発展に寄与していった。請求権資金は1975年で終了したが、その後も韓国側の要望に応じ、地域社会医学センターなどの医療機材協力などを行った。また、請求権資金終了後も韓国では社会間接資本や重工業関係で請求権資金に替わる新たな支援の要望も強かったため、政府は円借款などの形でそれに対応していった。

第2に、調査を終了して報告書を執筆しながら改めて感じることは、やはり韓国に対する日本の協力実施からあまりにも時間が経過していたということである。1960年代後半に始まった初期の協力事業からは、すでに半世紀近くが過ぎた。その間に、韓国の経済状況が大きく変化したことはもちろん、それを担った人々も数少なくなり、またその活動を伝える資料さえ失われたものが少なくない。せめてもう10年早くこうした作業が行われていれば、との思いを禁じえない。

しかし、考えてみれば資金協力や技術協力に当たった日本側の機関も、韓国側ほどではないが、この間に組織の大きな再編・統合を経験している。したがって、この間にこうした作業が実施されなかったのには、それなりの事情があったことは理解できる。体制が整った現在、こうしたことが繰り返されることはないと思うが、長期的な評価のシステムを構築することが必要であろう。その際、現に行われている事業実施から比較的短い時間経過の後に行われる評価調査とは別に、例えば10年後に、事業ごとではなくできれば国ごとに必ず再評価を行うといったシステムを、予め組み込んではどうだろうか。支援実施部門は、日常の業務が多忙でなかなか過去の評価に時間、人員をさけないという事情もあろうが、こうした息の長い評価事業を積み重ねることは、現実の支援業



務に必ずプラスになるはずである。

第3に、支援事業が将来的にも継続して発展し、支援を受けた国においても日本からの支援の記憶が継承されていくことが望ましい。もちろんそのためには事業を長期にわたって継続するか、常に新規事業を支援すれば効果があるに違いないが、限られた財源の中で多くの発展途上国に多様な支援が求められる状況では、それは不可能である。また、相手国内で経済協力に対する認知度の低いケースがしばしば伝えられ、その度に経済協力に関する双方の広報不足が指摘されることが多い。それ自体は重要な指摘であるが、「記憶」を押し売りするわけにもいかない。

そこで金烏工業高校のケースを想起して提案したいのは、予めその国において将来にわたって国家的にあるいは社会的に役割を果たしそうな事業、いわば象徴的な事業を、相手国と協議しながら絞り込んで複数選定し、その事業には将来的にも設備更新や部品供給を保障することである。予算当局を説得することが難しいかもしれないが、それが結局は支援に対する相手国での評価を高め、支援に対する記憶の継承につながるのではないだろうか。

第4に、韓国のケースを一般化することは、いろいろな点で無理がある。だが、請求権資金の公正かつ効率的な使用のために韓国でとられたさまざまな制度的措置、例えば「請求権資金の運用および管理に関する法律」などは、発展途上国に対する援助実施に際して参考になる点が多いことである。

発展途上国では特に、政治の介入で事業が雲散霧消する恐れもないとはいえない。上記法律は、野党の強い警戒感から与野党が政府案の修正を重ね、満場一致で採択されただけに、資金の消失を防ぐためのいろいろな規定が設けられているからである。

請求権資金の運用管理に関しては、第3章、第2節で取り上げたので参照願いたい。与野党が激論の末、協力して一つの法律にまとめあげたことが最大の特徴である。内容的には、資金の運用管理のために国務総理を委員長とし各界人士の委員からなる管理委員会が設けられ、議決に際して公正性を損なわないよう様々な禁止事項を明示しているほか、契約を公募し、決定をすべて公開するなどの制度的不正防止策を備えている。もっともいくら法律や制度が立派でも、実際にどう運用されるかが問題であるが、請求権資金の特殊性からくる「民族の血と汗の代償」という重石があったため成功した点も否めない。

最後に、本調査において、駐日大韓民国大使館および駐韓日本大使館、釜山総領事館をはじめ、日本と韓国の多くの方にいろいろお世話になり、またご教示をいただいたことに関し、心より感謝申し上げたい。とりわけ、呉在熙元駐日大使と永野慎一郎大東文化大学名誉教授には、インタビューや資料の面で格別なるご配慮を頂いた。両氏に対し、ここで改めて深く感謝申し上げたい。末尾になったが、本調査の企画・管理、資料収集、および韓国出張などでお世話になった国際協力機構東アジア課（2013年4月現在）の村井博満氏に感謝したい。

## 付録：参考文献

〈注〉参考文献は、便宜上、4分野に分類して掲げたが、一般的な表題の文献には他の個別問題にも言及しているものがあるので、その点に留意されたい。

なお、文献の表題の次に（K）と記したものは、韓国語で書かれた文献である。

### （韓国経済一般）

韓国開発研究院『韓国経済半世紀 政策資料集』（K）、1995年  
統計庁『統計で見た大韓民国 50年の経済社会像変化』（K）、1998年  
経済企画院『開発年代の経済政策 経済企画院 20年史』（K）、1982年  
韓国銀行『経済統計年報』（K）、各年度版  
大韓民国政府『第2次経済5ヵ年計画』（K）、1966年  
大韓民国政府『第3次経済開発5ヵ年計画』（K）、1971年  
評価教授団『第2次経済開発5ヵ年計画評価報告書』（第1輯 総量部門）（K）、1972年  
全国経済人联合会編『韓国経済政策40年史』（K）、1986年  
全国経済人联合会『全経聯四十年史』上巻、2（K）001年  
日韓経済協会『日韓経済協会30年史—戦後日韓経済交流の軌跡—』、1991年  
李満基『韓国経済論（K）』、日新社1969年  
林元澤、邊衡尹、趙 淳、外7人『韓国経済の理解』（K）、比峰出版社、1987年  
趙 淳『韓国経済発展のダイナミズム、法政大学出版社』、2005年  
李大根『現代韓国経済論 高度成長の動力を探し求めて（K）』、ハヌル、2008年

### （日韓関係—請求権資金以外）

李庭植(小此木)政夫・古田博司訳『戦後日韓関係史』、1989年  
永野慎一郎『相互依存の日韓経済関係』、勁草書房、2008年  
大韓民国政府『韓日会談白書』（K）、1965年  
（日本の経済協力）  
外務省経済協力局監修『主要先進国の無償援助』、株式会社 国際開発ジャーナル社  
通商産業省編『経済協力の現状と問題点』各年度版  
外務省国際協力政府開発援助 ODA ホームページ：  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j\\_90sbefore/901-03.htm](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_90sbefore/901-03.htm)  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j\\_99/g1-03.htm](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/jisseki/kuni/j_99/g1-03.htm)  
国際協力事業団『国際協力事業団年報』各年度版  
国際協力機構『国際協力機構年報』各年度版

海外経済協力基金『韓国経済発展と日本の経済協力—OECD 借款の経済的寄与に関する総合的評価—』（要約）1989（調査委託先 韓国産業開発研究院）  
 外務省経済協力局『日韓経済協力—韓国経済産業視察団報告書—』1969年8月  
 外務省経済協力局『韓国第3次経済開発5ヵ年計画調査団報告書』昭和47(1972)年7月  
 海外技術協力事業団『大韓民国工業協力予備調査報告書』1973年3月  
 外務省経済協力局『韓国経済協力調査団報告書』昭和50(1975)年8月  
 日本政府海外技術協力事業団『韓国農業用水資源開発計画調査団報告書』（調査期間 自1969.5.13至1969.8.10）1969年9月  
 日本政府海外技術協力事業団『韓国農業用水資源開発計画調査団報告書』（調査期間 自1969.10.8至1969.12.28）1970年3月  
 海外技術協力事業団『韓国農業開発計画調査報告書』、および『韓国農業開発計画調査報告書 添付資料』1972年8月  
 海外技術協力事業団韓国農業関係プロジェクト調査団『韓国農業関係プロジェクト調査団報告書』1974年2月  
 国際協力事業団農業開発協力部『韓国農業研究協力計画総合報告書』昭和58(1983)年1月  
 国際協力事業団国際協力総合研究所『農業気象災害研究（韓国）』、プロジェクト方式技術協力活動事例シリーズ33、平成元(1989)年3月  
 国際協力事業団農業開発協力部『大韓民国 農耕地高度利用研究計画終了時評価報告書』、平成6(1994)年1月  
 海外技術者研修協力協会『海外技術者研修協会30年史』、財団法人 海外技術者研修協会、1990年  
**（請求権資金）**  
 伊藤哲雄『第二次世界大戦後の日本の賠償・請求権処理』、外務省調査月報、永野慎一郎・近藤正臣編『日本の戦後賠償 アジア経済協力の出発』、勁草書房、1999年  
 経済企画院『対日請求権資金の使用報告』（K）、1975年  
 財団法人 韓国産業開発研究所『対日請求権資金報告書』（K）、1976年  
 経済企画院『請求権資金白書』（K）、1976年  
 裴基玟「対日請求権資金の運用および管理に関する関係法令の解説」（K）、法制処『法制月報』、84（'66.4）  
 農業協同組合中央会編『対日請求権資金の農業部門使用計画と執行状況』（K）、農業協同組合中央会『農協月報』142（'69.4）  
 水産業協同組合中央会編「対日請求権資金執行実績および効果」（K）、水産業協同組合中央会『水協調査月報』、52（'77.3）  
 イ・キョング『韓国に対する開発援助と協力 わが国の受援規模と分野、効果事例等に関する調査研究』（K）、韓国国際協力団（KOICA）、2004年  
 金正湜『対日請求権資金の活用事例研究』（K）、対外経済政策研究院（KIEP）、

2000年

曹壽鍾「対日請求権資金が初期韓国経済の発展に与えた影響—特に資金の性格と直接的な効果を中心に—」(K)、『韓国東西経済研究』第7輯(1996)

李大根『現代韓国経済論 高度成長の動力を求めて』(K)、図書出版ハヌル、2008年

李鐘允(イ・ジョンイン)・金炫成(キム・ヒョンソン)「韓日経済65年の回顧と今後の協力方向」(K)、『韓日経商論集』第49巻

李鐘允・金炫成「韓日経済65年の回顧と今後の協力方向」(K)、『韓日経商論集』第49巻

ペ・ヨンモク「対日請求権資金」(K)、国家記録院資料。著者は忠北大学校経済学科教授。

パク・ヨング「対日請求権資金の産業資金化(1965)」(K)、国家記録院資料。著者は釜山外国語大学校商経大学教授。

Jun-Kyung Kim, KS Kim, *Impact of Foreign Aid on Korea's Development*, Ministry of Strategy and Finance, and KDI School, 2012

崔永鎬「韓国政府の対日民間請求権補償過程」(K)、『韓日民族問題研究』2005 Vol.8

#### (浦項総合製鉄)

浦項総合製鉄七年史編纂委員会『浦項製鉄七年史 一貫製鉄所建設記録』(K)、浦項総合製鉄株式会社、1975年

浦項製鉄社史編纂委員会『迎日湾から光陽湾まで 浦項製鉄二十五年史 総合史』(K)、浦項総合製鉄株式会社、1993年

朴泰俊「『鉄鋼韓国』の神話 浦項製鉄大役事」(K)、『新東亜』1992年6月号

李大煥『世界最高の鉄鋼人 朴泰俊』(K)、ヒョナムサ、2004年

呉源哲『韓国型経済建設 エンジニアリング・アプローチ』(K)第2巻、韓国型経済政策研究所、1996年

ソウル大学校社会科学研究所『浦項総合製鉄の国民経済寄与に関する研究(K)』、ソウル大学校社会科学研究所、1988年

郭相瓊 外 共著『浦項製鉄と国民経済』(K)、水晶堂、1992年

朴哲彦(水沼啓子訳)『日韓交流 陰で支えた男—朴哲彦の人生』、産経新聞ニュースサービス、2005

百瀬 格(金重明訳)『韓国が死んでも日本に追いつけない18の理由』、文芸春秋、1998年(原本は韓国で1997年に出版)

柳相栄「朴正熙時代 韓日経済関係と浦項製鉄:断絶の契機に対する政治経済学的再解釈」(K)、国民大学校日本学研究所編『朴正熙時代 韓日関係の再照明』、2011年

西野純也「韓国の産業政策変化と日本からの学習 - 1960~70年代を中心に -」(K)、(延世大学校大学院政治学科 博士学位論文、2005年7月)

ヨボセヨ会編『浦項製鉄の建設回顧録:韓国への技術協力の記録』、ヨボセヨ会、1997年